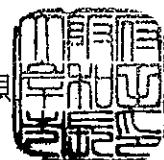




岸環保第408号
平成26年3月10日

大阪府知事 松井 一郎 様

岸和田市長 信貴 芳則



「夢洲天然ガス発電所建設事業に係る計画段階環境配慮書」
についての意見書

平成26年1月31日付け環保第2531号により、発電所に係る技術指針等を定める主務省令第14条第4項の規定に基づき意見を求められた「夢洲天然ガス発電所建設事業に係る計画段階環境配慮書」について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

事業実施に必要とされる土地の取得、工事の実施、導入する設備、材料の調達等についての記述が不十分である。

事業に伴う環境要因により重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、環境保全のために配慮すべき事項として、選定されていない。

配慮すべき事項として選定しない理由について、科学的根拠を用いて、十分な検討をしているとはいえない。

環境保全のために配慮すべき事項の選定にあたっては、事業をより具体的に検証し、事業特性及び地域特性を踏まえる等して適切に選定されたい。選定しない事項については、重大な影響を受けるおそれがないと判断した検討内容を科学的根拠を用いて示されたい。

環境保全のために配慮すべき事項を適切に選定した上で、影響を及ぼす地域を精査し、必要な配慮を示されたい。